

平成24年度 見直し当初案
【独立行政法人日本私立学校振興・共済事業団】

平成24年9月
文部科学省

法人の目的

私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行うとともに、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）の規定による共済制度を運営し、もって私立学校教育の振興に資することを目的としている。

1. 事務・事業の見直し

■事業運営の課題

◆ 補助事業

- 効率的・効果的な事業の実施
- 積極的な情報の公表

◆ 貸付事業

- 学校法人のニーズに応じた資金の提供
- 融資促進活動の充実・強化
- 与信審査及びリスク管理機能の強化
- 将来不良債権化が予測される法人への対応
- 破綻懸念先法人への対応の強化

◆ 助成事業

- 助成金の安定した財源確保

◆ 受配者指定寄付金事業

- ホームページや印刷物による広報活動の強化

◆ 学術研究振興基金事業

- 社会のニーズを捉えた研究に対する適切な交付

◆ 経営支援・情報提供事業

- 学校法人の経営改善や安定に向けた支援
- 各種データの利用促進

2. 組織の見直し

私立学校のニーズに対応した業務の状況に応じて、人員配置及び組織編成を実情に即して柔軟に対応する。

また、業務評価を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を構築する。

3. 運営の効率化及び自律化

助成業務の運営は、貸付事業に係る貸付金利息と借入金利息等の利息収支差額を財源として、運営費交付金を受けずに、人件費を含む全ての事務・事業の実施に係る経費を賄い、利益が計上された場合には、これを財源として、私学教職員の研修事業に対する助成金の交付及び長期勘定への繰入れを行うなど、いわば私立学校に利益を還元する循環型パッケージ事業の業務運営を行っている。今後とも安定的に私立学校に利益を還元できるよう貸付事業収益の確保に努めるとともに、助成金等の財源が確保できるよう効率的な業務運営に努める。

日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）の見直し当初案

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名	日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)			府省名	文部科学省	
沿革	昭和 27 年 3 月 私立学校振興会 → 昭和 45 年 7 月 日本私学振興財団 昭和 29 年 1 月 私立学校教職員共済組合			平成 10 年 1 月 日本私立学校振興・共済事業団	平成 15 年 10 月 日本私立学校振興・共済事業団 日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律(平成 14 年法律第 157 号)に基づき、事業団の助成業務に独立行政法人に準じた管理手法を導入	
中期目標期間	第 1 期：平成 15 年 10 月～19 年度（18 年度見直し） 第 2 期：平成 20 年度～24 年度					
役員数及び職員数 (平成 24 年 4 月 1 日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。	役員数（うち、監事の人数）			職員の実員数		
	法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数			
	12 人 (2 人)	7 人 (1 人)	5 人 (1 人)	103 人		
年 度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度		平成 24 年度	平成 25 年度(要)
国からの財政支出額の推移 (単位：百万円)	一般会計	324,868	321,782	322,182	320,922	326,325
	特別会計					
	計	324,868	321,782	322,182	320,922	326,325
	うち運営費交付金					
	うち施設整備費等補助金					
	うちその他の補助金等	324,868	321,782	322,182	320,922	326,325
	うち政府出資金					
支出予算額の推移 (単位：百万円)	468,133	464,819	495,451	484,793	511,809	
利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移 (単位：百万円)	1,360	1,424	1,641	1,661		
発生要因	助成業務は国からの運営費交付金を受けずに業務を遂行している。助成業務の運営は、貸付事業に係る貸付金利息と借入金利息等の利息収支差額を財源として、人件費を含む全ての事務・事業の実施に係る経費を賄い、利益が計上された場合には、これを財源として、私学教職員の研修事業に対する助成金の交付及び長期勘定への繰入れを行うなど、いわば私立学校に利益を還元する循環型パッケージ事業の業務運営を行っている。					
見直し内容	今後とも安定的に私立学校に利益を還元できるよう貸付事業収益の確保に努めるとともに、効率的な業務運営に努める。					

運営費交付金債務残高 (単位:百万円)																																														
行政サービス実施コストの推移 (単位:百万円)	324,800	322,329	320,094	337,190	(見込み)	(見込み)																																								
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額	—																																													
中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等)(平成23年度実績)	<p>【業務運営の効率化に関する事項】</p> <p>○ 業務運営に関しては、社会情勢の変化等も勘案しながら、業務の徹底した見直し、効率化を進める。平成19年度予算を基準として、中期目標期間中に一般管理費については11%以上、総費用については5%以上の削減を図る。 ⇒平成19年度を基準とした各年度の削減計画と実績は以下の通り。</p> <p>(実績)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">一般管理費</th> <th colspan="2">総費用〔交付補助金、配付寄附金、雑損を除く〕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度予算</td> <td>187,885千円</td> <td>平成19年度予算</td> <td>15,626百万円</td> </tr> <tr> <td>平成20年度計画予算</td> <td>183,751千円 (対19年度予算比 Δ2.2%)</td> <td>平成20年度計画予算</td> <td>14,092百万円 (対19年度予算比 Δ9.8%)</td> </tr> <tr> <td>平成21年度計画予算</td> <td>179,618千円 (対19年度予算比 Δ4.4%)</td> <td>平成21年度計画予算</td> <td>13,495百万円 (対19年度予算比 Δ13.6%)</td> </tr> <tr> <td>平成22年度計画予算</td> <td>175,484千円 (対19年度予算比 Δ6.6%)</td> <td>平成22年度計画予算</td> <td>12,944百万円 (対19年度予算比 Δ17.2%)</td> </tr> <tr> <td>平成23年度計画予算</td> <td>171,351千円 (対19年度予算比 Δ8.8%)</td> <td>平成23年度計画予算</td> <td>12,662百万円 (対19年度予算比 Δ19.0%)</td> </tr> <tr> <td>平成20年度実績</td> <td>158,965千円 (対19年度予算比 Δ15.4%)</td> <td>平成20年度実績額</td> <td>13,442百万円 (対19年度予算比 Δ14.0%)</td> </tr> <tr> <td>平成21年度実績</td> <td>158,362千円 (対19年度予算比 Δ15.7%)</td> <td>平成21年度実績額</td> <td>12,746百万円 (対19年度予算比 Δ18.4%)</td> </tr> <tr> <td>平成22年度実績</td> <td>154,780千円 (対19年度予算比 Δ17.6%)</td> <td>平成22年度実績額</td> <td>12,116百万円 (対19年度予算比 Δ22.5%)</td> </tr> <tr> <td>平成23年度実績</td> <td>160,194千円 (対19年度予算比 Δ14.7%)</td> <td>平成23年度実績額</td> <td>11,813百万円 (対19年度予算比 Δ24.4%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた必要な見直しを進める。また、平成22年度の人件費を平成17年度(970百万円)と比べて5%以上削減することを目安として所要の取組を行う。ただし、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分については削減対象より除く。なお、人件費の範囲は国家公務員という基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当は含まない。 ⇒平成17年度と比較して各年度の実績は以下の通り。</p>						一般管理費		総費用〔交付補助金、配付寄附金、雑損を除く〕		平成19年度予算	187,885千円	平成19年度予算	15,626百万円	平成20年度計画予算	183,751千円 (対19年度予算比 Δ2.2%)	平成20年度計画予算	14,092百万円 (対19年度予算比 Δ9.8%)	平成21年度計画予算	179,618千円 (対19年度予算比 Δ4.4%)	平成21年度計画予算	13,495百万円 (対19年度予算比 Δ13.6%)	平成22年度計画予算	175,484千円 (対19年度予算比 Δ6.6%)	平成22年度計画予算	12,944百万円 (対19年度予算比 Δ17.2%)	平成23年度計画予算	171,351千円 (対19年度予算比 Δ8.8%)	平成23年度計画予算	12,662百万円 (対19年度予算比 Δ19.0%)	平成20年度実績	158,965千円 (対19年度予算比 Δ15.4%)	平成20年度実績額	13,442百万円 (対19年度予算比 Δ14.0%)	平成21年度実績	158,362千円 (対19年度予算比 Δ15.7%)	平成21年度実績額	12,746百万円 (対19年度予算比 Δ18.4%)	平成22年度実績	154,780千円 (対19年度予算比 Δ17.6%)	平成22年度実績額	12,116百万円 (対19年度予算比 Δ22.5%)	平成23年度実績	160,194千円 (対19年度予算比 Δ14.7%)	平成23年度実績額	11,813百万円 (対19年度予算比 Δ24.4%)
一般管理費		総費用〔交付補助金、配付寄附金、雑損を除く〕																																												
平成19年度予算	187,885千円	平成19年度予算	15,626百万円																																											
平成20年度計画予算	183,751千円 (対19年度予算比 Δ2.2%)	平成20年度計画予算	14,092百万円 (対19年度予算比 Δ9.8%)																																											
平成21年度計画予算	179,618千円 (対19年度予算比 Δ4.4%)	平成21年度計画予算	13,495百万円 (対19年度予算比 Δ13.6%)																																											
平成22年度計画予算	175,484千円 (対19年度予算比 Δ6.6%)	平成22年度計画予算	12,944百万円 (対19年度予算比 Δ17.2%)																																											
平成23年度計画予算	171,351千円 (対19年度予算比 Δ8.8%)	平成23年度計画予算	12,662百万円 (対19年度予算比 Δ19.0%)																																											
平成20年度実績	158,965千円 (対19年度予算比 Δ15.4%)	平成20年度実績額	13,442百万円 (対19年度予算比 Δ14.0%)																																											
平成21年度実績	158,362千円 (対19年度予算比 Δ15.7%)	平成21年度実績額	12,746百万円 (対19年度予算比 Δ18.4%)																																											
平成22年度実績	154,780千円 (対19年度予算比 Δ17.6%)	平成22年度実績額	12,116百万円 (対19年度予算比 Δ22.5%)																																											
平成23年度実績	160,194千円 (対19年度予算比 Δ14.7%)	平成23年度実績額	11,813百万円 (対19年度予算比 Δ24.4%)																																											

(実績)

(単位：千円、%)

区 分	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
人件費 予算額	969,770	966,491	965,253	964,167	933,589	921,252	921,252
(対 17 年度 削減率)		(△0.3%)	(△0.5%)	(△0.6%)	(△3.7%)	(△5.0%)	(△5.0%)
人件費 決算額	933,557	935,522	940,122	916,386	861,214	833,972	843,167
(予算 執行率)	(96.3%)	(96.8%)	(97.4%)	(95.0%)	(92.2%)	(90.5%)	(91.5%)

また、実績による削減状況は、平成 22 年度人事院勧告を踏まえた給与改定等を考慮した場合は以下のような削減率となる。

(単位：千円、%)

区 分	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
人件費決算額	933,557	935,522	940,122	916,386	861,214	833,972	843,167
決算額による 対 17 年度 人件費削減率	—	0.2%	0.7%	△1.8%	△7.7%	△10.7%	△9.7%
人件費削減率 (補正值) ※	—	0.2%	0%	△2.5%	△6.0%	△7.5%	△6.5%

※人件費削減率(補正值)：「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分の増減率を除いた削減率である。

平成 18 年、19 年、20 年、21 年、22 年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率は、それぞれ 0%、+0.7%、0%、-2.4%、-1.5%である。

- 貸付事業の安定的な運営を図るため、引き続き厳格な与信審査を実施するとともに、貸付金等が確実に回収される態勢の整備に努め、今後の学校法人等の経営の悪化を考慮しつつ、平成 24 年度末の貸付残高に占めるリスク管理債権の割合を 3.0%以下とする。

⇒平成 23 年度時点での目標は達成している。

(実績)

平成 20 年度末	平成 21 年度末	平成 22 年度末	平成 23 年度末
2.04%	1.78%	1.90%	2.56%

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)	府省名	文部科学省
事務及び事業名	補助事業		
事務及び事業の概要	<p>私立大学等の教育条件と研究条件の維持向上及び在学生の修学上の経済的負担の軽減並びに経営の健全化等に寄与するため、国から私立大学等経常費補助金の交付を受け、これを大学等を設置している学校法人に交付している。</p>		
事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	<p>○ 効率的・効果的な事業の実施</p> <p>我が国の高等教育の約8割を担う私立大学等は、それぞれの建学の精神に則った特色ある教育・研究を展開し、高等教育の発展に大きな役割を果たしている。</p> <p>私立大学等経常費補助金は、私立学校振興助成法の趣旨に基づき、学校教育における私立学校の果たす重要な役割に鑑み、私立大学等における教育条件の維持向上や、学生の修学上の経済的負担を軽減することを目的として教育・研究に係る経常的経費を補助するものである。</p> <p>今後、文部科学省における私学振興政策や私立大学の現状等を踏まえ、配分方針の見直しを逐次行うなど必要な方策を講じていくことにより、当該事業における補助効果を高めるため以下のとおり取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 私立大学等の教育研究の質の向上のため、メリハリある配分の実施 ・ 私立大学等の事務負担に配慮しつつ、補助金の適正な執行の観点から、申請書類等の見直しの検討 ・ 私立大学等経常費補助金制度への理解を深め、補助金の適切な申請に基づく適正な使用の周知徹底及び注意喚起の強化 <p>○ 積極的な情報の公表</p> <p>各大学等の私立大学等経常費補助金制度への理解と、補助金の適切な申請に資するため、補助事業に関する各種情報を迅速に提供することにより、私立大学等の利便に資する。</p> <p>また、一般への情報の公表にあたっては、HPを積極的に活用し、私立大学等経常費補助金の仕組みをわかりやすく紹介する。</p>		

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)	府省名	文部科学省
事務及び事業名	貸付事業		
事務及び事業の概要	<p>学校法人に対し長期固定・低利で私立学校の施設整備に必要な資金の貸付けを行っている。事業団の貸付け事業は、国からの出資金や財政融資資金及び私学教職員の年金資産並びに財投機関債等の自己調達資金を財源としている。</p>		
事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校法人のニーズに応じた資金の提供 <ul style="list-style-type: none"> 貸付事業の利用促進を図るため、今後も借入希望のアンケート調査、融資相談会を実施し、学校法人の借入ニーズの把握に努め、貸付対象となる事業及び貸付条件の見直しを適宜図る。 また、学校法人は、近年変化する社会情勢に対応すべく、教育改革や管理・運営体制の強化に取り組んでおり、これらの経費に係る資金の提供を必要としている。事業団融資においても、これまでの校舎の建築、校地の買収等に係る資金への融資だけでなく、資金用途を限定しない経費融資も行う。 ○ 融資促進活動の充実・強化 <ul style="list-style-type: none"> 超低金利時代の長期化により、事業団の金利水準と民間金融機関の金利水準の差はほとんどなくなっており、これまで事業団が学校法人に案内してきた「長期・低利」の「低利」の部分の説明が難しい状況である。 現在、学校法人に対し、民間金融機関よりも有利な耐震改築への長期低利融資や利子助成制度の案内を行っているが、今後は、融資組織の体制の整備を図り、新たな融資先を開拓するなど融資促進活動の充実と強化を図る。 ○ 与信審査及びリスク管理機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> ① 与信審査における、事業の適切性、資金計画の妥当性、償還の確実性、担保物件及び保証人の妥当性の検証のため、諸データの活用により与信審査の向上に努める。 ② 信用格付によるモニタリングを充実し、財務状況が悪化している法人については、経営支援部署との連携により、滞納の新規発生や長期化の抑止に努める。 		

	<p>③ 長期滞納法人等に対して、情報収集を図るとともに電話、文書、滞納督促訪問などによる督促の強化に努める。</p> <p>○ 将来不良債権化が予測される法人への対応（法人への柔軟な対応について）</p> <ul style="list-style-type: none">① 貸付条件の変更内容について、据置期間の伸長を図ることを検討する。② 充当順序の変更に関する制限を撤廃することについて検討する。 <p>○ 破綻懸念先法人への対応の強化</p> <p>貸付先法人の法的整理及び私的整理への対応について、今後、専門的知識を要する対応が必要であると考えられる。このことより事案の迅速的な対応と組織内部の充実を図る観点から、専門的な能力や資格を有する者を専門職として職員に登用するなどにより審査管理体制の充実を図る。</p>
--	---

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)	府省名	文部科学省
事務及び事業名	助成事業		
事務及び事業の概要	私立学校教職員の資質向上のため、私学事業団(助成業務)の融資事業の収益の一部(利益金)を一般財団法人私学研修福祉会が行う研修事業に助成金として交付している。		
事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	<p>○ 助成金の安定した財源確保</p> <p>私立学校の教職員の資質向上を図ることを目的として、私立学校の教職員を対象とした各種研修事業を行う一般財団法人私学研修福祉会に対し助成事業を継続していくことは、私立学校教育の振興にとって極めて重要であるが、助成金額が助成勘定における前年度利益金に左右されることから、助成金の安定した財源確保に努める。</p>		

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)	府省名	文部科学省
事務及び事業名	受配者指定寄付金事業		
事務及び事業の概要	私立学校の教育研究の振興のため、企業等から受けた寄付金を、寄付者が指定した学校法人に配付をしている。寄付者には税法上の優遇措置(全額損金算入)が適用される。		
事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	<p>○ ホームページや印刷物による広報活動の強化</p> <p>事業団が寄付者(企業等)から寄付金を受入れ、指定された配付先(学校法人)に配付する事業である。寄付者はこの制度を利用することにより、寄付金の全額を損金算入できる税制上の優遇措置を受けることができ(昭和40年大蔵省告示第154号)、学校法人はこの制度を活用することにより、経営基盤の強化と教育研究活動の活性化を図ることが可能になるなど、私学振興にとっては重要な事業の一つである。</p> <p>については、学校法人に対する寄付を促し、外部資金の導入を促進するため以下のとおり取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄付金制度の利用拡大のため、受配者指定寄付金事業に関する各種情報の提供 ・ 特に大学を設置する法人以外の学校法人に対しての広報活動の実施 		

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)	府省名	文部科学省
事務及び事業名	学術研究振興基金事業		
事務及び事業の概要	学術研究振興資金は、私立大学等における学術研究のための設備の取得費・維持費、その他学術研究に要する経費を対象として、学術研究振興基金の運用益から交付している。		
事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	<p>○ 社会のニーズを捉えた研究に対する適切な交付</p> <p>事業団では、私立大学等の学術研究に必要な資金を交付するため、学術研究振興基金を設け、事業団が特定公益増進法人の指定(昭和 50 年当初は包括指定を受け全額損金算入)を受け、経済界、私学関係者等広く一般から寄付金を受け入れ、その基金を運用し、運用益を学術研究振興資金として私立大学等に対し交付している。</p> <p>については、私立大学等の現状を踏まえ、社会のニーズを捉えた研究に対する交付となるよう、必要に応じて要件を見直すほか以下のとおり取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済界、私学関係者等広く一般に学術研究振興基金への理解と協力を得るための広報活動の実施 ・ 基金の運用益について一定額の確保が困難となってきたため、資金の交付額に係る見直しを検討 		

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)	府省名	文部科学省
事務及び事業名	経営支援・情報提供事業		
事務及び事業の概要	<p>学校法人の教育条件及び経営に関する情報収集と研究分析を行い、学校法人及び関係者に対し、中・長期的な観点から、広い視野に立った情報を提供する。インターネットなどのネットワークを利用した情報収集・提供を行っている。</p>		
<p>事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)</p>	<p>○ 学校法人の経営改善や安定に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営改善計画の策定支援など、きめ細かな経営相談の実施 ・ 私学リーダーズセミナー・講演等による、経営層に対する経営意識の啓発 ・ 学校法人の人材育成を支援するため、若手職員を対象とした私学スタッフセミナー等を実施 ・ 経営改善や安定に資するため、先進的事例を収集し提供 <p>学校法人の経営改革をより一層推進する観点から、今後は以下の2点の取組を強化</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 経営相談機能の強化により、経営改善や教育改革の積極的な支援 2. 経営改善や教育改革に資するため、各種情報の分析・提供の充実 <p>○ 各種データの利用促進</p> <p>学校法人職員等を対象に平成 24 年度完成予定の「私学情報提供システム」の利用方法やデータ分析の活用に関する説明会を開催し、私学事業団に蓄積されている各種データの更なる利用促進を図る。</p>		

Ⅲ 組織・運営の見直しに係る当初案整理表

法人名	日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)
-----	----------------------

見直し項目	組織・運営の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	備考[補足説明]	(参考)基本方針の関連部分
1. 不要資産の 国庫返納	事業団への政府出資金については、独立行政法人通則法第46条の2第1項「不要財産に係る国庫納付等」に定める対象となっているが、貸付事業の財源の一部として業務運営を行う上で必要不可欠のものとして活用しており、事業団のすべての事業の必要性がなくなる限り「政府出資等に係る不要財産」には該当しない。 また、事業団が保有する九段事務所及び職員住宅については、直接政府からの出資や支出を受けずに取得した財産であり、独立行政法人通則法で定めている「政府出資等に係る不要財産」には該当しない。		<p>○国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p> <p>○基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>
2. 事務所等の 見直し	私学振興事業を適切かつ総合的、効果的に推進していくための拠点として、九段事務所は、真に必要なものである。		<p>○国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p> <p>○東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p> <p>○海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p> <p>○職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p> <p>○本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>
3. 取引関係の 見直し ① 随意契約 の見直し等	事業団の締結する契約については、「特殊法人における随意契約の適正化の推進について」に基づき、随意契約によるものが真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等競争性の高い契約に移行することとする「随意契約見直し計画」を策定し、平成20年4月に公表した。「随意契約見直し計画」は平成22年度で完了したが、今後も同計画の趣旨に沿って必要に応じ引き続き見直しを行っていく。		<p>○各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>
② 契約に係 る情報の公開	入札結果の公表については、「契約結果公表基準」に基づいて毎月「契約結果一覧」及び「入札結果一覧」をホームページで公表している。環境物品等の調達については、「各年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき目標を定め実施している。		<p>○独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>
③ 関連法人 の利益剰余金 等の国庫納付 等	事業団が業務を委託している関連法人及び関連公益法人については、該当はない。		<p>○各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>
④ 調達の見 直し	調達案件については、毎月実施する監事による会計監査及び契約課の業務監査において、契約内容や入札参加者が一者であった場合の理由など入札の状況について確認している。 また、一者応札・応募の改善方策としては、引き続き調達予定の公表、公告期間の確保、公告方法の改善、参加招請の実施などの競争性を確保する方策のほか仕様の不断の見直しを行うことにより、他の業者が参加しやすいよう改善に努めている。		<p>○各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの削減を図る。</p> <p>○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p> <p>○「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>

見直し項目	組織・運営の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	備考[補足説明]	(参考)基本方針の関連部分
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p> <p>① 人件費の適正化</p>	<p>私立大学は、国が掲げる「成長戦略」への対応として様々な取組みを実施すると同時に、大学の機能の再構築、ガバナンスの充実・強化に力を注いでいる。</p> <p>このような状況の下、中教審大学規模・大学経営部会において「経営相談の機能の充実」が取り上げられ、事業団の機能強化の方向性が打ち出されている。さらに、大学ポートレート構想では、私立大学の教育情報の充実が求められており、事業団はこれまで以上に私立大学の取組に対する支援の充実を行わなければならない。</p> <p>第二期中期計画の開始時以降、常勤職員の人員は増加させることのないよう自主的に抑制してきた。今後は各部署の業務の円滑な執行、当面の課題への取組等に十分配慮しつつ、組織編成及び人員配置を見直し、業務の執行に必要な人員の確保に努める。</p> <p>また、業務の効率性・有効性の観点から、引き続き専門的知識や資格を有する人材を確保するとともに、併せて事務所間異動による両業務に精通した人材育成を実施する。</p>	<p>事業団は、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)において「共済組合類型の法人」と整理されており、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)の総人件費改革の実行計画等の「特殊法人及び認可法人」の対象外となっている。</p>	<p>○独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p> <p>○国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p> <p>○給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	<p>組織編成、人員配置及び業務の状況に応じて組織運営等について適宜見直すとともに、業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を構築する。</p>	<p>助成業務は国からの運営費交付金を受けずに業務を遂行している。助成業務の運営は、貸付事業に係る貸付金利息と借入金利息等の利息収支差額を財源として、人件費を含む全ての事務・事業の実施に係る経費を賄い、利益が計上された場合には、これを財源として、私学教職員の研修事業に対する助成金の交付及び長期勘定への繰入れを行うなど、いわば私立学校に利益を還元する循環型パッケージ事業の業務運営を行っており、今後とも組織編成、人員配置を実情に即して柔軟に見直す等、効率的な業務運営体制の確立を目指す。</p>	<p>○業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p> <p>○法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p> <p>○事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p> <p>○組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	<p>過度の利益追求により本来の趣旨を逸脱することがないように配慮しながら、収支構造の改善に少しでも寄与するよう自己収入の確保に今後とも努めていく。</p>		<p>○特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p> <p>○協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p> <p>○出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>

IV 前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況(平成 24 年8月現在)

文部科学省所管(1法人)			
整理 番号	法人名 (注1)	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)
	日本私立学校振興・共済事業団 (18)	<p>● 貸付事業の安定的かつ効率的な実施</p> <p>貸付事業については、少子化を背景として長期的には学生総数の減少が見込まれるなど私立学校における経営環境が今後とも一層厳しいものとなる状況を踏まえ、その安定的な運営を図る観点から貸付審査基準の更なる明確化を図るとともに、リスク管理機能の強化(①与信審査の厳格化、②債権保全のための貸付先法人のモニタリングの強化、③滞納・破綻法人及び再生・再建法人に係る債権保全の強化、④債権評価の厳格化による貸倒引当金の設定等)を図るものとする。</p> <p>また、短期融資などについて、民間の融資実態等を踏まえ、①財政的に脆弱性を有する幼稚園等に対するものを除く貸付期間5年以下の貸付事業の廃止、②需要が減少している私立大学奨学事業の廃止、③国際交流施設事業の一般事業との統合等の見直しを行うものとする。</p> <p>さらに、私学振興債券の発行については、引き続き、市場からの資金調達の拡大を図るものとする。</p>	<p>①</p> <p>○ 貸付事業について、安定的な運営を図る観点から、以下の見直しを行った。 (貸付審査基準の更なる明確化) 融資事務の見直し内容を作業工程表により整理し順次マニュアルを作成するとともに、関連規程の整備を行うなど、貸付審査基準の更なる明確化を図った。 (リスク管理機能の強化)</p> <p>① 学校法人の利便性を高め、融資事務の迅速化、効率化を図るため、融資業務工程の見直しを実施し、また、不動産担保取扱いの手引き等マニュアルの整備を実施するとともに、リスク管理機能の強化のため外部機関から講師を招いての研修を実施するなど、与信審査の厳格化を図った。</p> <p>② 平成22年度末貸付残高のある法人1,370法人について、債務者区分に基づく信用格付けの推移を確認するとともに、新規貸付法人118法人のうち10法人※について直接学校法人へ赴き、事業実施状況調査等を実施し、経営状況や成果の確認を行うなど、貸付先法人のモニタリングの強化を図った。</p> <p>※平成22年度は、64法人について融資対象事業実施調査を予定していたが、東日本大震災に係る震災復旧支援融資を最優先としたため、8月まで10法人を調</p>

			<p>査した。残りの調査については、平成 24 年度に実施することとしている。</p> <p>③ 審査機能の強化と延滞債権の管理を専門的に担当する「審査・管理室」においてより厳格な審査を行うとともに、滞納法人、民事再生手続き、競売、調停申立等に専門的に対応した。また、私学経営相談センターとの密接な連携を図り、協働してリスク管理債権の圧縮に努めるなど、債権保全の強化を図った。</p> <p>④ 貸倒引当金については、平成 21 年度に、「貸付事業（助成業務）の改善充実に関する検討会議」を立ち上げ、近年の民事再生適用時の担保価値の減額状況、少子化の進行による私学の経営状態の悪化に備えるため、貸付債権の将来における損失の可能性を見据え、監査法人の助言を参考に貸倒引当金の算出のための基準である自己査定基準について、格付けに係る債務者区分の区分方法を見直し、改正した。</p> <p>平成 23 年度決算では、貸倒引当金について担保評価の見直し等により 589 百万円の積み増しを行い、今後の損失の可能性に備え適正な貸倒引当金の設定を行った。</p> <p>また、東日本大震災により被害を受けた貸付先法人の被災状況を自己査定に反映し、貸倒引当金を積み増すことにより適切なリスク管理を実施した。</p> <p>○ 短期融資などについて、民間の融資実態等を踏まえ、①幼稚園、特別支援学校、専修学校に対するものを除き、貸付期間 5 年以下の貸付事業を廃止、②需要が減少している私立大学奨学事業を廃止、③国際交流施設事業(国際交流会館等)を一般事業(寄宿舎等)と統合等平成 19 年 4 月に見直しを行った。</p> <p>○ 第 2 期中期計画において、引き続き私学振興債券の発行など、自己調達資金の拡大に努めることとしている。</p>
--	--	--	---

		<p>● 補助事業の見直し</p> <p>私立大学等経常費補助金については、私立大学等経常費補助金配分基準に沿った厳格な運用及び効率的な配分を行う観点から、定員割れ大学等への助成の見直しを行う一方で、定員割れ解消等に向けた具体的な経営改善に取り組んでいる大学等に対する有効な支援となるよう、配分方法を改善するものとする。</p>	<p>① 私立大学等経常費補助金については、私立大学等経常費補助金配分基準を改正し、以下の配分方法の見直しを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定員超過による傾斜配分の強化 <ul style="list-style-type: none"> 適正な定員管理を促すため、収容定員超過の学部等に係る傾斜配分について、平成 23 年度（最大 30%減）から平成 25 年度（最大 50%減）までの年次計画に基づき減額を強化し、定員管理の適正化を促した。 なお、収容定員 8,000 人以上の学校に設置されている学部等については、平成 24 年度からの定員超過率の強化に併せて増減率表を変更し、より減額を強化する。 ○ 定員割れによる傾斜配分の強化 <ul style="list-style-type: none"> 定員規模の適正化により経営改善を促すため、収容定員割れ学部等に係る傾斜配分について、平成 19 年度（最大 18%減）から平成 23 年度までの年次計画に基づき減額を強化（最大 50%減）し、定員規模の適正化により経営改善を促した。 ○ 定員割れ解消に取り組む大学等への支援 <ul style="list-style-type: none"> 定員割れ解消のため、学校規模の適正化及び経営の改善・効率化に取り組む大学等を対象とした特別補助の「定員割れ改善促進特別支援経費」（平成 19 年度及び平成 20 年度）において、採択を受けた大学等に対し、原則として 5 年間（3 年後に中間評価を実施）の補助を行っている。
		<p>● その他の業務全般に関する見直し</p> <p>1. 中期目標等における業務の重点化や効率化に向けた取組の明確化等</p> <p>適切な評価や国民の理解に資する観点から、次期中期目標等において、国の政策目標における日本私立学校振興・共済事業団の任務の位置付け、国・民間等との役割分担など、日本</p>	<p>① ○ 第 2 期中期目標等において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 私学事業団の任務の位置付け等について、従来の業務の充実強化や特に経営支援業務の展開を図ることなど私立学校教育の振興に関して国の施策と連携した取組を行う旨を明記するなど明確にし、また、貸付事業については学校法人等のニーズや民間の融資実態等を踏ま

		<p>私立学校振興・共済事業団が担う任務・役割を明確にするとともに、その任務・役割との関係を踏まえた業務の重点化や効率化の方針を具体的に明記するものとする。</p> <p>その際、目標達成度の厳格かつ客観的な評価に資するよう、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すものとする。</p> <p>また、事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、日本私立学校振興・共済事業団の財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図るものとする。</p>	<p>え事業の見直しを行い、経営支援事業については学校法人の経営改善及び安定に向けた経営の分析及び経営相談などの取組を強化するなどの業務の重点化・効率化の方針を具体的に明記した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 達成すべき内容や水準等について可能な限り具体的・定量的に示した。 ・ 事業ごとの厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保することとした。 ・ 財務内容等の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報についての公表内容の充実を図ることとした。
		<p>2. 効率化目標の設定及び総人件費改革</p> <p>一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、現行の中期目標等と同程度以上の水準の目標を具体的に示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的かつ具体的な目標を示すことにより、一層質が高く効率的な業務運営を目指すものとする。</p> <p>その際、総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）等に基づき、5 年間で 5 % 以上を基本とする削減の着実な実施を促すとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを促進するものとする。</p>	<p>① ○ 第 2 期中期目標等において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存事業のみならず業務全体についての徹底した見直し、効率化を進め、中期目標期間中に一般管理費については 11% 以上、総費用については 5% 以上の削減を図ることとした。 ・ 第 1 期で設定していた一般管理費及び人件費の効率化目標は、どちらか一方の経費を削減すれば達成できる曖昧さがあり、また、人件費は独法に準じ別に明記していることから、第 2 期においては、一般管理費における効率化目標値の設定とした。 ・ 事業団（助成業務）は、行政改革推進法の対象法人ではないが、その趣旨に沿って独法等が行う人件費削減の取組を参考としつつ、引き続き同様の取組を行うこととした。具体的には、中期計画において、22 年度の人件費を 17 年度（970 百万円）と比べ 5% 以上削減することを目安とした取組を行うとともに、役職員の給与に関し国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを進めることとした。

		<p>3. 随意契約の見直し</p> <p>業務の実施に当たり随意契約により委託等を行っている場合には、国における見直しの取組（「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付け財計第2017号。財務大臣から各省各庁の長あて。）等を踏まえ、関連公益法人を始め特定の団体との契約の在り方を見直しなど不断の見直しを行わせることとし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図るものとする。</p>	①	<p>○ 事業団の締結する契約については、真にやむを得ないものを除き、原則として一般競争入札によることとした。また、「特殊法人における随意契約の適正化の推進について」（平成19年12月27日付け事務連絡。内閣官房副長官補室から各府省特殊法人担当各位あて。）に基づき、国と同様又はこれに準じた随意契約見直し計画を策定し公表することとした。なお、随意契約見直し計画の実施状況を含む契約の適正な実施については監事による監査を受けるとともに、その契約状況を公表することとした。</p>
		<p>4. 資産の有効活用等に係る見直し</p> <p>日本私立学校振興・共済事業団の保有する会議所、研修施設、分室等の施設について、売却や一般利用への開放、関連する諸権利の有効活用等により、土地・建物等の効率的な活用を促進し、自己収入の増加を図る等の観点から、見直しを行うものとする。</p>	①	<p>○ 私学事業団が保有する会議室等については、一般利用への開放を行い、さらに、平成20年度からは料金改定（貸出額の増額）や貸出時間の延長を行うなど、自己収入の増加を図る観点から見直しを行った。</p>

(注1)「法人名」欄における括弧書きの数字は、見直し実施年度を示す。

(注2)措置状況には、具体的措置内容や措置時期を記載する。未措置の場合には、その理由を記載する。